

埼玉県妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業費
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、妊産婦等本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（令和8年6月4日付け成母第490号こども家庭庁長官通知。以下「国実施要綱」という。）及び「埼玉県妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費支援事業実施要綱」（令和8年7月30日制定。以下「実施要綱」という。）に基づき、遠方の分娩取扱施設等を受診する必要がある妊婦に対して、当該施設等までの移動にかかる交通費の支援事業（以下「補助事業」という。）を実施する市町村に対し、事業に要する経費の一部を予算の範囲内で交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」（令和8年6月4日付け成母第481号こども家庭庁長官通知）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）及び「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助金の対象経費及び交付額の算定方法)

第2条 補助金の対象経費は、別表第1に定める補助対象経費とする。

2 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 助成対象者ごとに、別紙第1に定める補助基準額を算出する。

(2) 補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、(1)により算出した補助基準額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

(3) (2)により選定された額の合計額に、別紙第1に定める補助率を乗じて得た額を算出する。

(交付の条件)

第3条 この補助金の交付決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(5) 事業を実施するに当たり、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が次のアからエまでのすべての条件を満たすことを事前に確認しなければならない。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(6) 市町村が(1)から(5)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に定める申請書の様式は様式第1号のとおりとし、その提出期限は、別途定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定)

第5条 規則第7条に定める交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払)

第6条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。市町村は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の通知を受領後、速やかに様式第3号の請求書を知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、第5条の規定に準用し、申請書の様式は様式第4号のとおりとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める実績報告書の様式は様式第5号のとおりとし、当該報告書の提出を、事業完了後30日以内(規則第6条第1項第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受領した日から起算して30日以内)又は当該事業年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(交付確定)

第9条 規則第14条の交付確定通知は、様式第6号により行う。

(書類の整備等)

第10条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明かにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

対象経費	補助基準額	補助対象経費	補助率
交通費等支援 実施要綱 4（1）から（9）に規定する交通費等	① 出産及び妊婦健診に係る交通費（往復分） 妊婦1人につき、タクシーにより移動した場合実費額に0.8を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に0.8を乗じて得た額 ② 出産に係る宿泊費 妊婦1人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、1泊当たり2,000円を控除した額 ③ 産婦健診等に係る交通費（往復分） 産婦1人につき、市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に0.8を乗じて得た額 1自治体当たりの上限額は1,022,000円とする。	妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	4分の3